

平成27年度第2回盛岡市介護保険運営協議会

日 時：平成28年2月10日（水）午後1時30分

場 所：盛岡市保健所 7階 大ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会長の選任

4 会長あいさつ

5 議 題

- (1) 盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

6 報 告

- (1) 介護保険事業の運営状況について
- (2) 平成27年度及び28年度の取組みについて

7 その他

8 閉 会

盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

申請者の利便性向上に配慮する観点から、市民税等の減免等及び介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市市税条例の一部改正

ア 市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免等に係る申請書の提出期限を、納期限までとする。(現行 納期限前7日)

イ 国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限を、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までとする。(現行 納期限前7日又は特別徴収対象年金給付の支払の前日7日)

(2) 盛岡市介護保険条例の一部改正

介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までとする。(現行 納期限前7日又は特別徴収対象年金給付の支払の前日7日)

3 施行期日

平成28年4月1日

平成27年度 第2回
盛岡市介護保険運営協議会資料

平成28年2月10日

盛岡市保健福祉部介護保険課・長寿社会課

目 次

介護保険事業の運営状況

1	被保険者数等の推移	1
2	要介護（要支援）認定等の状況	2
3	指定サービス事業者の状況	3
4	サービスの利用状況	4
5	施設整備の状況	5
6	平成26年度介護保険費特別会計決算状況	6
7	平成28年度介護保険費特別会計当初予算の状況	7
8	介護保険料の状況	8
9	東日本大震災に係る減免状況	9
10	介護保険制度改正関係に係る状況	10

平成27年度及び28年度の実施

I	介護保険料収納対策について	12
II	介護従事者確保事業について	13
III	小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について	14
IV	市民後見人養成講座の開催について	15
V	地域包括ケアシステム構築モデル事業について	16
VI	認知症初期集中支援チームの設置について	17
VII	認知症高齢者の徘徊対策 履物用ステッカーの交付について	18
VIII	認知症ケアパスの作成について	19

介護保険事業の運営状況

1 被保険者数等の推移

平成27年11月末現在と26年度末を比較すると、人口は113人、65歳以上の第1号被保険者は1,267人の増加となっている。

また、高齢化率は0.4ポイント上昇し24.5%となったものの全国や県と比較すると低い状況である。

(単位：人)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 11月末現在
人口	299,220	299,585	298,857	298,970
第1号被保険者数	67,381	69,819	72,061	73,328
前期高齢者	33,208	34,811	36,456	37,038
後期高齢者	34,173	35,008	35,605	36,290
高齢化率	22.5%	23.3%	24.1%	24.5%

※ 各年度については3月末現在で記載。

※ 各年度の人口は、国勢調査による数値に毎月の異動分を増減した翌年度4月1日現在のものであり、平成27年11月末については、平成27年12月1日現在のものである。

※ 前期高齢者…年齢が65歳以上75歳未満、後期高齢者…75歳以上

※ 資料：介護保険事業状況報告

【参考】

(単位：人)

	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 9月末現在
全国	第1号被保険者数	30,938,654	32,018,288	33,020,706	33,402,429
	高齢化率	24.7%	25.2%	26.4%	26.7%
岩手県	第1号被保険者数	366,999	375,091	383,125	387,086
	高齢化率	28.3%	29.2%	30.0%	30.4%

※ 各年度については3月末現在で記載。

※ 全国の高齢化率は、総務省統計局人口推計月報告による。

(平成27年9月末現在については、平成27年10月1日現在(概算値)の総人口。)

※ 岩手県の高齢化率は、岩手県人口推計月報告による。

(平成27年9月末現在については、平成27年10月1日現在の人口推計による。)

2 要介護（要支援）認定等の状況

平成27年11月末現在の認定者数は平成26年度末と比較すると330人（2.3%）増加し、認定率も0.1ポイント上昇している。認定率は全国を上回り、県とほぼ同数値となっている。

(1) 要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移

（単位：人）

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 11月末実績
第1号被保険者数（A）	67,381	69,819	72,061	73,328
要介護（要支援）認定者数（B）	13,057	13,640	14,245	14,575
認定率（B/A）	19.4%	19.5%	19.8%	19.9%

【参考】

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 9月末実績
全国	第1号被保険者数（A）	30,938,654	32,018,288	32,943,590	33,402,429
	要介護（要支援）認定者数（B）	5,610,866	5,837,909	6,026,155	6,164,493
	認定率（B/A）	18.1%	18.2%	18.3%	18.5%
岩手県	第1号被保険者数（A）	366,999	375,091	383,127	387,086
	要介護（要支援）認定者数（B）	70,241	72,976	75,349	76,572
	認定率（B/A）	19.1%	19.5%	19.7%	19.8%

※ 資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」。各年度については3月末現在で記載。

(2) 要介護状態区分別の認定者数の推移

（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 11月末実績
要支援1	1,250	1,515	1,574	1,575
要支援2	1,200	1,467	1,718	1,771
要介護1	2,735	2,820	2,971	3,153
要介護2	2,854	2,807	2,812	2,913
要介護3	1,829	1,836	1,801	1,836
要介護4	1,564	1,562	1,716	1,708
要介護5	1,625	1,633	1,653	1,619
計	13,057	13,640	14,245	14,575

※ 資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」。各年度については3月末現在で記載。

3 指定サービス事業所の状況

(1) 居宅サービス

区分	指定事業所数				増減		備考
	平成27年1月		平成28年1月				
訪問介護	98	(95)	109	(103)	11	(8)	
訪問入浴介護	6	(5)	6	(5)	0	(0)	
訪問看護	121	(119)	125	(123)	4	(4)	
訪問リハ	92	(91)	92	(91)	0	(0)	
通所介護	133	(118)	148	(131)	15	(13)	
通所リハ	30	(30)	30	(30)	0	(0)	
短期入所生活介護	34	(31)	40	(34)	6	(3)	
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	8	(8)	9	(9)	1	(1)	
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	8	(8)	6	(5)	△2	(△3)	
居宅療養管理指導	378	(374)	389	(385)	11	(11)	
福祉用具貸与	18	(18)	17	(17)	△1	(△1)	
福祉用具販売	18	(18)	18	(18)	0	(0)	
特定施設入所者生活介護	10	(8)	10	(8)	0	(0)	
居宅介護支援	116	(7)	122	(9)	6	(2)	

※ ()は、介護予防の事業所数。

(2) 施設サービス

区分	指定事業所数		増減	備考
	平成27年1月	平成28年1月		
介護老人福祉施設サービス	17施設 [1144]	18施設 [1254]	1施設 [110]	
介護老人保健施設サービス	8施設 [814]	9施設 [828]	1施設 [14]	介護療養型医療施設からの転換
介護療養型医療施設サービス	6施設 [236]	5施設 [222]	△1施設 [△14]	介護老人保健施設への転換

※ []は、床数。

(3) 地域密着型サービス

区分	指定事業所数				増減		備考
	平成27年1月		平成28年1月				
地域密着型介護老人福祉施設	3		3		0		
認知症対応型共同生活介護	24	(23)	24	(23)	0	(0)	
認知症対応型通所介護	9	(9)	9	(9)	0	(0)	
小規模多機能型居宅介護	6	(4)	6	(4)	0	(0)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		2		1		

※ ()は、介護予防の事業所数。

※ 地域密着型介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護予防サービスがありません。

4 サービスの利用状況

認定者数、サービス受給者数ともに伸びが大きく、また、受給率は徐々に高くなっている。平成27年3月末の特別養護老人ホーム（90床）の開所に伴い、施設介護サービスの利用者数が高い伸びを示している。

(単位：人)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 10月末現在	平成26年度 との増減
要介護(支援)認定者数 (A)	13,057	13,640	14,245	14,540	2.1%
介護(介護予防)サービス受給者数 (B=C+D+E)	10,868	11,383	11,921	12,352	3.6%
居宅介護(介護予防) サービス受給者数 (C)	8,355	8,704	9,219	9,541	3.5%
地域密着型(介護予防)サー ビス受給者数 (D)	636	724	730	745	2.1%
施設介護サービス 受給者数 (E)	1,877	1,955	1,972	2,066	4.8%
受給率 (B/A)	83.2%	83.5%	83.7%	85.0%	—

【参考】

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 7月末現在	平成26年度 との増減	
全国	要介護(支援)認定者数 (A)	5,610,866	5,837,909	6,058,088	6,145,263	1.4%
	介護(介護予防)サービス 受給者数 (B=C+D+E)	4,683,968	4,899,331	5,122,699	5,225,365	2.0%
	居宅介護(介護予防) サービス受給者数 (C)	3,458,737	3,637,667	3,818,191	3,901,493	2.2%
	地域密着型(介護予防) サービス受給者数 (D)	340,347	363,128	395,435	409,907	3.7%
	施設介護サービス 受給者数 (E)	884,884	898,536	909,073	913,965	0.5%
	受給率 (B/A)	83.5%	83.9%	84.6%	85.0%	—
岩手県	要介護(支援)認定者数(A)	70,241	72,976	75,349	76,297	1.3%
	介護(介護予防)サービス 受給者数 (B=C+D+E)	58,798	61,077	63,519	64,857	2.1%
	居宅介護(介護予防) サービス受給者数 (C)	41,537	43,256	45,096	46,292	2.7%
	地域密着型(介護予防) サービス受給者数 (D)	4,492	4,854	5,416	5,576	3.0%
	施設介護サービス 受給者数 (E)	12,769	12,967	13,007	12,989	△ 0.1%
	受給率 (B/A)	83.7%	83.7%	84.3%	85.0%	—

※ 資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」。各年度については3月末現在で記載。

5 施設整備の状況

(平成28年2月1日現在)

施設区分			第6期計画 整備予定数	事業者 決定状況	再公募 予定数	備 考
特別養護老人ホーム	施設数	新設	2	2		【新設】 (仮)(社福)虹 90床 (社福)みやぎ会 60床
		転換	—	3		
	定員	新設	150	150	5	【転換】 (社福)藤実会 10床 (社福)希望会 10床 (社福)岩手和敬会 5床
		転換	30	25		
介護老人保健施設	施設数	新設	1	1		(医)青樹会 60床
	定員	新設	60	60		
地域密着型 介護老人福祉施設	施設数	新設	1	1		(社福)藤実会 29床
	定員	新設	29	29		
認知症対応型 共同生活介護	施設数	新設 (2ユニット)	3	3		【2ユニット】 (社福)河北会 18床 第一商事㈱ 18床 協栄テックス㈱ 18床
		新設 (1ユニット)	1	1		
	定員	新設 (2ユニット)	54	54		【1ユニット】 (有)絆 9床
		新設 (1ユニット)	9	9		
認知症対応型通所介護	施設数	新設	3	1	2	(医)遠山病院
小規模多機能型 居宅介護	施設数	新設	6	2	4	(有)エムズ (株)吉田測量設計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	施設数	新設	2	1	1	ナラビットホールディングス㈱
看護小規模多機能型 居宅介護	施設数	新設	2	0	2	
混合型特定施設 入居者生活介護	定員	新設	130	51	29	【新設】 (株)メディカルサポート 23床 (株)いわて愛隣会 28床
		転換		50		【転換】 (有)ブライトステージ 21床 (社福)土淵朗親会 29床

6 平成26年度介護保険費特別会計決算状況

平成26年度の介護保険費特別会計の歳出決算額は、約224億1千万円で、前年度と比較し約10億9千万円(5.1%)の増加となった。また、保険料は約1億6千万円(3.8%)の増加、保険給付費は約9億8千万円(4.7%)の増加となった。

(単位：円)

歳 入		歳 出		
科 目	決算額	科 目	決算額	
保険料	介護保険料	総務費	431341785	
分担金及び負担金	認定審査会負担金	保険給付費	介護サービス等諸費	
	その他		19380059421	
使用料及び手数料	使用料		介護予防サービス等諸費	917242498
	手数料		高額介護サービス等費	399745177
国庫支出金	介護給付費負担金		高額医療合算介護サービス等費	50936414
	調整交付金		特定入所者介護サービス等費	833343596
	地域支援事業交付金(介護予防事業)		審査支払手数料	28316973
	地域支援事業交付金(介護予防事業)		市町村特別給付費	
	地域支援事業交付金(介護予防事業)		その他	
	その他		9491000	地域支援事業
支払基金交付金	介護給付費交付金	介護予防事業費	70413872	
	地域支援事業支援交付金	包括的支援事業・任意事業	197986556	
都道府県支出金	都道府県負担金	その他		
	財政安定化基金支出金	財政安定化基金拠出金		
	地域支援事業交付金(介護予防事業)	相互財政安定化事業負担金		
	地域支援事業交付金(介護予防事業)	保健福祉事業費		
	その他	3053000	基金積立金	132000
相互財政安定化事業交付金		公債費	財政安定化基金償還金	
財産収入	152385	予備費		
寄附金		諸支出金	介護サービス事業勘定繰入金	
繰入金	一般会計繰入金12.5%	2700776388	他会計繰入金	
	総務費に係る一般会計繰入金	420526317	その他	104644806
	介護給付費準備基金繰入金	149558731		
	介護サービス事業勘定繰入金			
	地域支援事業勘定繰入金(介護予防事業)	8745477		
	地域支援事業勘定繰入金(介護予防事業)	39081903		
	その他			
	繰越金	123882824		
市町村債	財政安定化基金貸付金			
	その他			
諸収入	4477439			
合 計	22507631391	合 計	22414163098	

歳入歳出差引残額 93468293 円
うち基金繰入額 円

介護給付費準備基金保有額 168550755

7 介護保険費特別会計当初予算の状況

平成28年度介護保険費特別会計予算額（要求額）は、約248億5千万円であり、前年度と比較し、約21億3千万円（9.4%）の増加となっている。

(1) 歳入

(単位：千円)

項目	平成27年度 当初予算額	平成28年度		
		当初予算要求額	対前年度比	
第1号被保険者 保険料	現年度分特別徴収保険料	4,654,785	5,020,590	107.9%
	現年度分普通徴収保険料	419,686	403,862	96.2%
	滞納繰越分普通徴収保険料	13,906	12,991	93.4%
	小計	5,088,377	5,437,443	106.9%
使用料及び 手数料	督促手数料，保険料証明手数料	671	671	100.0%
	小計	671	671	100.0%
国庫支出金	介護給付費負担金	3,940,316	4,356,198	110.6%
	調整交付金	1,149,731	1,275,719	111.0%
	地域支援費交付金（介護予防）	21,652	20,525	94.8%
	地域支援費交付金（任意事業）	112,331	137,249	122.2%
	災害臨時特例補助金	0	0	皆増
小計	5,224,030	5,789,691	110.8%	
支払基金 交付金	介護給付費交付金	6,017,286	6,651,799	110.5%
	地域支援費交付金	24,250	22,988	94.8%
	小計	6,041,536	6,674,787	110.5%
県支出金	介護給付費負担金	3,044,034	3,364,640	110.5%
	地域支援費交付金（介護予防）	10,826	10,263	94.8%
	地域支援費交付金（任意事業）	56,166	68,625	122.2%
	介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金	3,175	3,742	117.9%
	小計	3,114,201	3,447,270	110.7%
財産収入	介護給付費準備基金収入	1	229	22900.0%
	小計	1	229	22900.0%
繰入金	一般会計繰入金（給付費12.5%）	2,686,289	2,969,553	110.5%
	一般会計繰入金（地域支援介護予防12.5%）	10,826	10,263	94.8%
	一般会計繰入金（地域支援任意事業19.5%）	56,166	68,625	122.2%
	一般会計繰入金 介護保険料軽減化	51,187	49,859	97.4%
	一般会計繰入金 総務費	445,899	401,582	90.1%
	小計	3,250,367	3,499,882	107.7%
繰越金	介護給付費，その他繰越金	5	5	100.0%
	小計	5	5	100.0%
諸収入	保険料延滞金，第三者納付金，返納金，雑入等	974	926	95.1%
	小計	974	926	95.1%
歳入合計		22,720,162	24,850,904	109.4%

(2) 歳出

(単位：千円)

項目	平成27年度 当初予算額	平成28年度		
		当初予算要求額	対前年度比	
総務費	人件費，事務費等	446,949	402,676	90.1%
	小計	446,949	402,676	90.1%
保険給付費	居宅介護（予防）サービス費等	13,852,006	15,332,243	110.7%
	施設介護サービス費	6,291,959	7,007,417	111.4%
	高額介護サービス費等（※1）	456,477	490,756	107.5%
	特定入所者介護サービス費	862,957	894,324	103.6%
	審査支払手数料	26,906	31,683	117.8%
	小計	21,490,305	23,756,423	110.5%
地域支援事業費	介護予防事業費	87,097	82,498	94.7%
	包括的支援事業・任意事業費	288,028	351,919	122.2%
	小計	375,125	434,417	115.8%
基金積立金	介護給付費準備基金積立金	402,759	252,334	62.7%
	小計	402,759	252,334	62.7%
諸支出金	第1号被保険者保険料還付金	4,000	4,000	100.0%
	償還金，第1号被保険者還付加算金等	24	54	225.0%
	小計	4,024	4,054	100.7%
予備費	予備費	1,000	1,000	100.0%
	小計	1,000	1,000	100.0%
歳出合計		22,720,162	24,850,904	109.4%

※1 高額介護（介護予防）サービス費，及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の合計額

8 介護保険料の状況

(1) 収納状況（平成27年12月末現在）

普通徴収分は2.32ポイント低下している。原因として、高齢者の収入が抑えられているなか、平成27年度より介護保険料の基準額が17.7%引き上げになったことも納付に影響があったものと考えられる。今後、電話催告による納付意識の啓発や、様々な納付方法の周知等が必要と認識している。また、滞納繰越分は0.96ポイント上昇しているが、普通徴収と同様に取り組みの強化が必要である。

	調定額 (円) (A)	収入済額 (円) (B)	収入未済額 (円)	収納率 (B/A)	26年度 12月末 収納率	26年度 決算 収納率
保険料	5,474,628	3,483,774	1,990,854	63.63%	62.24%	96.60%
現年度分	5,362,654	3,472,379	1,890,275	64.75%	63.55%	98.70%
特別徴収分	4,873,882	3,159,212	1,714,670	64.82%	63.25%	100.05%
普通徴収分	488,772	313,167	175,605	64.07%	66.39%	86.83%
滞納繰越分	111,974	11,395	100,579	10.18%	9.22%	11.78%

(2) 減免状況（平成27年12月末現在）

預貯金も僅少であり、生活費も切迫している状況であり生活困窮と認められるため減免を行った。

事由	平成26年度			平成27年度 (12月末現在)		
	申請 人数	該当 人数	金額 (円)	申請 人数	該当 人数	金額 (円)
異常気象に係る農作物の不作	—	—	—	—	—	—
生活困窮	9人	9人	113,400	7人	7人	130,200
失業・事業の休廃止等による所得減少	1人	1人	56,700	0人	0人	0
その他（拘禁施設収監）	1人	1人	21,000	0人	0人	0

※ 東日本大震災に係る減免状況については別途記載

(3) 給付制限の状況（平成27年12月末現在）

介護保険料の滞納が続く被保険者に対しては、介護保険法の規定により、滞納期間の長さや未納のまま時効を迎えた保険料の額により、給付制限などの措置を講じる場合がある。

事由	人数	説明
償還払	21人	保険料未納のまま納期限から1年間を経過した場合、サービス費をいったん全額自己負担し、後日9割または8割分が保険から支給されるもの。
3割負担	39人	介護認定前の10年間に徴収権が時効となった期間がある場合、その期間に応じて保険給付率が7割に引下げになるもの。
計	60人	償還払と3割負担の重複該当者は12名

9 東日本大震災に係る減免状況

(1) 津波被害

	保険料 ※1		給付費 ※2		合計	
	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)
平成23年度	274	8,988,800	86	8,367,225	360	17,356,025
平成24年度	307	7,374,000	98	12,918,778	405	20,292,778
平成25年度	/		109	14,888,683	109	14,888,683
平成26年度	/		121	17,845,596	121	17,845,596
平成27年度 (10月末現在)	/		119	11,070,770	119	11,070,770
合計 (人数は延べ人数)	581	16,362,800	533	65,091,052	1,114	81,453,852

※1 津波被害に係る保険料の減免制度は平成24年9月末で終了。

※2 岩手県の補助要綱改正に伴い、サービス利用料自己負担額減免有効期限を平成28年12月まで延長した。

(2) 福島第一原発事故被害

	保険料		給付費		合計	
	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)
平成27年度 (10月末現在)	1	74,000	0	0	1	74,000
合計 (人数は延べ人数)	1	74,000	0	0	1	74,000

※ 平成26年度までは実績なし。

10 介護保険制度改正に係る状況

医療介護総合確保推進法に伴い、平成27年度から改正された介護保険制度の主な内容と、これまでの実績等。

(1) 特別養護老人ホームの新規入所者を原則として要介護3以上に限定（平成27年4月施行）

【改正内容】

在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するため、特別養護老人ホームへの新規入所者を、原則として要介護3以上の高齢者に限定。

ただし、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認める。

【特例入所に該当となる4要件】（いずれか一つ以上に該当する場合）

- ・ 認知症により日常生活が困難な場合
- ・ 障害により日常生活が困難な場合
- ・ 虐待が疑われる場合
- ・ 支援の供給が不十分な場合

実際の特例該当判定は、「岩手県指定介護老人福祉施設入所に関する指針」の判断基準により、上記4要件に加え家族介護力、住環境などの複数項目を点数化し判定する。

(2) 一定以上所得のある利用者の自己負担の引き上げ（平成27年8月施行）

【改正内容】

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、相対的に負担能力のある一定以上の所得者の自己負担割合を2割とする。

【2割負担となる基準】

合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、年金収入280万円以上の者）。

ただし、合計所得額が160万円以上であっても、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担。

	1割負担		2割負担		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
盛岡市	12,900	88.5%	1,675	11.5%	14,575	100.0%
岩手県	72,233	94.3%	4,339	5.7%	76,572	100.0%
全国	5,589,631	90.7%	574,862	9.3%	6,164,493	100.0%

※平成27年11月末現在（全国及び県の割合は平成27年9月末現在）

(3) 「補足給付」の要件に資産などを追加（平成27年8月施行）

【改正内容】

預貯金等を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であるという観点から、資産を勘案する等の見直しを行う。

【追加された要件】

(ア) 世帯分離している場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外。

(イ) 資産要件を追加。預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合は対象外。

※参考（平成28年8月から施行）

・給付額の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案。

平成27年度 申請件数	該当			非該当		
	第1段階	第2段階	第3段階	市町村民 税の課税	別居の 配偶者課税 (ア)	資産超過 (イ)
2,621	111	1,569	587	242	30	82

※平成27年12月末現在

(4) 高額介護サービス費月額上限の引き上げ（平成27年8月施行）

【改正内容】

医療保険の現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して、月額上限を44,400円に引き上げる。

【月額上限が44,400円となる基準】

世帯内に課税所得145万円以上の第一号被保険者がいる場合。

ただし、同一世帯内にいる第一号被保険者の収入の合計が520万円（世帯内の第一号被保険者が本人1人のみの場合は383万円）に満たない場合には月額上限を37,200円とする。

負担区分	平成27年度		平成26年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合
第1段階（上限額15,000円）	3	0.1%	4	0.1%
第2段階（上限額15,000円）	2,105	60.6%	2,076	67.6%
第3段階（上限額24,600円）	629	18.1%	589	19.2%
第4段階（上限額37,200円）	604	17.4%	404	13.1%
第5段階（上限額44,400円）	134	3.9%		
計	3,475	100.0%	3,073	100.0%

※平成27年12月支給分

平成27年度及び28年度の取組み

I 介護保険料収納対策について

1 電話催告業務

保険料の収納率の向上を図るため平成26年5月から電話催告業務委託を実施した。

- (1) 対象 納期限後概ね30日を経過した保険料滞納者
- (2) 内容 電話での納付勧奨, 口座振替案内, 納付書再発行等
- (3) 実施時間

月, 火, 水, 金曜日 9:00~17:00

木曜日 13:00~20:00

土, 日曜日 (1月に1日ずつ) 9:00~17:00

- (4) 業務体制 管理者1名, オペレーター3名 (常時2名以上)
- (5) 実施場所 盛岡市玉山総合事務所 納税管理推進センター
- (6) 依頼先 株式会社ベルシステム24
- (7) 実績

平成26年度 (平成26年5月~平成27年3月)

催告依頼件数 6,764件 依頼金額 129,569,625円 納付金額 7,645,400円

平成27年度 (平成27年4月~平成27年11月)

催告依頼件数 4,601件 依頼金額 58,681,600円 納付金額 3,748,400円

2 コンビニ収納

平成27年7月からの保険料よりコンビニで納付できるようにした。

- (1) コンビニ納付の利点

日時, 場所にかかわらず保険料が納付できるものとなり納付機会が拡大されること。

- (2) 平成27年度実績

月	取扱件数	取扱金額
7月	753件	7,164,900円
8月	1,208件	1,1213,000円
9月	975件	9,095,200円
10月	1,418件	12,752,900円
11月	1,105件	9,631,600円
12月	1303件	12,030,700円
計	6,762件	61,888,300円

3 ゆうちょ銀行納付

平成28年4月から「ゆうちょ銀行」でも納付書を使って納付できるようにする。(東北地方のみ)

Ⅱ 介護従事者確保事業について

(平成28年度 予算案 1,962千円)

(平成27年度 予算額 548千円)

1 事業目的

介護サービス事業所における従事者不足が問題となっており、現状のままでは、従事者不足により介護の労働が過重なものとなり、これが更なる離職者の増加につながるという悪循環となる恐れがある。このことから、新人介護職員等の早期離職防止及び定着等を支援する各種施策を実施し、介護従事者を確保することを目的とする。

2 事業内容

(1) 新人介護職員指導者支援事業

新人介護職員の指導者を養成するため、介護事業所の管理者や中堅職員等を対象に、新人介護職員を支える組織体制の理解醸成及びその手段となる技術（コーチング等）の習得を目的とした研修会を開催する。

(2) 小規模事業所新人介護職員資質向上研修事業

職員が少なく、OJT等による系統的な人材育成をすることが困難な小規模事業所の新人介護職員等を対象に、知識・技術等のスキルアップのための研修会を開催する。

(3) 社会福祉施設産休等代替職員費補助金

産休等で長期休暇を取る特別養護老人ホームの職員の継続的な勤務を促進するため、産休等代替職員を雇用する場合に要する経費に対し補助を行う。

3 工程（事業のスケジュール）

平成27年11月 介護事業所向けエルダー制度研修会
・エルダー制度・メンター制度の理解と構築に向けた基本研修 30名
・新人教育指導力向上フォローアップ研修 30名

平成28年4月～ 介護事業所向けエルダー制度研修会の開催（年2回）
小規模事業所新人介護職員資質向上研修会の開催（年3回）
産休等代替職員費に対する補助

4 予算案の主な内訳

委託料	1,319千円	その他の経費	169千円
補助金	474千円	合計	1,962千円

5 この事業によって期待できる効果

介護サービス事業所における新人介護職員等の早期離職防止、定着が図られる。

Ⅲ 小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

1 趣旨

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスに移行することとされた。

2 移行対象事業所

平成28年3月31日時点で、定員が18人以下の通所介護事業所

3 移行年月日

平成28年4月1日

4 移行の方法

平成28年3月31日時点で定員18人以下の事業所は、自動的に地域密着型通所介護に移行するが、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行することや定員を19人以上に変更し引き続き居宅サービスの通所介護として事業を行うことも選択可能となっている。この場合、平成28年3月31日までに届出が必要となる。

5 市内の事業者の意向（平成27年11月～12月に調査）

集計結果の内訳

選択肢	事業所数	圏域毎内訳									
		河北Ⅰ	河北Ⅱ	河北Ⅲ	岡川Ⅰ	岡川Ⅱ	河内	都南	盛岡	玉山	
現状のまま移行	64	6	5	8	10	5	8	17	4	1	
定員増により移行せず	7	2	0	1	0	0	0	1	3	0	
定員減により移行	5	0	0	0	1	0	1	1	2	0	
現状のまま移行せず	62	7	3	7	9	8	7	9	9	3	
サテライト化による廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業廃止	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
検討中	7	1	0	0	1	0	2	3	0	0	
合計	146	16	8	16	22	13	18	31	18	4	

今後の動向	件数	割合
密着DSに移行	69	47%
広域DSのまま	69	47%
廃止	1	1%
検討中	7	5%

対象事業所数	146
回収済	146
未回収	0
回収率	100%

6 関連条例等の改正

上記の介護保険制度の改正に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」など10件の条例改正を予定している。

IV 市民後見人養成講座の開催について

(平成28年度 予算案 330千円)

1 事業目的

高齢者の増加に伴い、成年後見制度の重要性が高まっており、その需要は更に増大することが見込まれる中で、専門職による後見人以外の市民後見人の養成が急務であることから、市において市民後見人養成講座を開催し、後見人を養成することを目的とする。

2 事業内容

後見等に係る体制整備を行うことが規定されている老人福祉法第32条の2第1項に基づき、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性を習得する講座を開催する。全50単位（講義：37.5単位、地域実習：12.5単位）の講座を予定している。（1単位：60分）

3 工程（事業のスケジュール）

平成28年4月～7月	講座カリキュラム作成
平成28年8月	講師依頼
平成28年9月～10月	周知・申込受付
平成28年11月～29年1月	講座実施

4 予算案の主な内訳

報償費	285千円
消耗品費	15千円
印刷製本費	30千円
合計	330千円

5 この事業によって期待できる効果

市民後見人が、高齢者の介護サービスの利用契約や金銭管理などの後見等業務を行うことで、多くの高齢者の権利・財産の保護や支援ができる。また、専門職による後見人以外の、市民後見人を新たに養成することで、今後高まる需要にも対応していくことができる。

V 地域包括ケアシステム構築モデル事業について

(平成28年度 予算案 400千円)

(平成27年度 予算額 1,200千円)

1 事業目的

地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27年度から市内2地区（青山地区、見前地区）対象にモデル地区を設定し、地域における生活支援サービス提供体制の整備や認知症対策、介護予防事業の充実や多様化に向けて、地域資源の発掘や課題の把握を行い、その成果を検証し、制度構築に向けた取組につなげることを目的としている。

2 事業内容

地区福祉推進会を中心として、地域にある医療機関や社会福祉法人、事業所、NPO・市民団体などの多様な主体が参加・連携して、掃除や買い物支援、配食サービスなど高齢者の日常生活に必要なサービス（以下「生活支援サービス」という。）の提供体制の構築に向けて、地域の高齢者の生活支援サービスのニーズや、地域資源の把握や整理を行う。

また、可能な範囲で、地域での認知症対策や通いの場の創出に向けた取組を実施する。

3 工程（事業のスケジュール）

平成27年5月 モデル地区公募

平成27年6月 モデル地区決定

決定地区 青山地区まちづくり協議会、見前地区福祉推進会

平成28年4月～ 平成27年度事業の成果検証

平成28年4月～ 平成28年度事業期間

4 予算案の主な内訳

補助金 400千円（1地区当たり200千円×2地区）

5 平成27年度の実績見込み

青山地区：生活支援アンケート調査、認知症講演会、徘徊体験訓練、サロン調査

見前地区：生活支援アンケート調査、徘徊模擬訓練、地区内意見交換

6 この事業によって期待できる効果

- (1) 高齢者が在宅生活を可能な限り継続していく上で必要となる生活支援に対するニーズを把握できる。
- (2) 認知症対策や介護予防など地域住民の関心の高いテーマに沿った取り組みを推進することで、地域包括ケアシステムの構築に向けた理解を推進できる。
- (3) 地域で生活支援や認知症対策、高齢者の通いの場づくりなどに取り組むことで、高齢者の相互支援も含めた地域づくりが推進される。

VI 認知症初期集中支援チームの設置について

(平成28年度 予算案 6,402千円)

1 事業目的

保健師等が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症専門医による診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うため、認知症初期集中支援チームを設置する。

2 事業内容

(1) 家庭訪問の実施（主に専任のチーム員2名による。）

受診勧奨や本人・家族へのサポート等

(2) チーム員会議の開催…ケアの方向性等を随時確認するために開催

(3) 初期集中支援の実施（最長で概ね6か月）

- ① 医療機関への受診や継続支援
- ② 適切な介護サービスの利用支援
- ③ 認知症の重症度に応じた助言
- ④ 身体を整えるケア
- ⑤ 生活環境の改善

(4) 関係機関等の連携…支援終了時の適切な引き継ぎ

(5) 初期集中支援の終了とその後のモニタリング

(6) かかりつけ医との連携及び情報交換

※ 職種及び人数 サポート医（嘱託1）、非常勤保健師（専任1、兼務3）、非常勤看護師（専任1、兼務1）

3 工程（事業のスケジュール）

平成28年4月～ 随時、チーム員会議の開催（サポート医の参加は月1回）
初回アセスメントの計画立案

平成28年5月～ 初回家庭訪問実施

平成28年8月～ もの忘れ検診結果入力

4 予算案の主な内訳

報酬	4,842千円	費用弁償	92千円
社会保険料	758千円	その他の経費	486千円
機械器具借上料	224千円	合計	6,402千円

5 この事業によって期待できる効果

認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対し、早期診断や早期対応を行うことにより、高齢者の自立生活の促進につながる。

Ⅶ 認知症高齢者の徘徊対策 履物用ステッカーの交付について

(平成28年度 予算案 405千円)

(平成27年度 予算額 427千円)

1 事業目的

認知症高齢者が普段履く靴等に、登録番号が記載された履物用ステッカーを貼っていただくことで、徘徊し保護された場合でも、ステッカーの登録番号から身元が判明するようにし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的とする。

また、ステッカーは反射材でできていることから、交通事故防止にも役立つものである。

2 事業内容

盛岡広域8市町（関係機関として、盛岡東警察署、盛岡西警察署、紫波警察署、岩手警察署を含む。）で取組を進めている「盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステム※」の登録者のうち希望する方に、履物用ステッカーを交付するものとする。

平成27年度は盛岡市のみの購入となるが、平成28年度は盛岡市のほか、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、紫波町、矢巾町においても購入予定とし、予算要求中である。

※ 認知症高齢者で徘徊が心配な方を事前に登録することで、行方不明になった場合などに、警察や行政、地域包括支援センターなどが連携し、行方不明者の早期発見につなげる仕組み。SOSネットワークシステムへの登録は、各警察署、各市町高齢福祉担当課及び地域包括支援センターで行うことができる。登録には、最近の写真や、印鑑が必要となる。

3 工程（事業のスケジュール）

平成28年1月～ ステッカー交付開始（1月15日号広報もりおかで周知）
随時、ステッカー交付及び周知を行う。

※ 広域8市町の会議は、必要に応じ、随時、開催することとしている。

4 予算案の主な内訳

消耗品費 405千円

合 計 405千円

5 この事業によって期待できる効果

- (1) 認知症高齢者が徘徊し保護された場合に、速やかに家族に連絡することができる。
- (2) 徘徊が発生した場合に、捜索者は徘徊者の顔や特徴が分からなくても、履物用ステッカーを目印に捜索することができる。
- (3) 4つの警察署の管轄を含んだ盛岡広域8市町で実施するメリットが大きい事業である。

Ⅷ 認知症ケアパスの作成について

(平成28年度 予算案 2,365千円)

(平成27年度 予算額 181千円)

1 事業目的

市民が認知症について理解することにより、認知症に対する不安と家族などの介護負担の軽減を図れるように、進行に合わせて受けられるさまざまなサービスや支援などの情報を取りまとめた「認知症ケアパス」を作成し、認知症の人やその家族を支援することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 平成27年度は、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を作成し、地域包括支援センター、介護支援センター、介護事業所等に配布する。
- (2) 平成28年度は、日常生活圏域ごとに、地域の実情に対応した認知症ケアパスを作成する。地域包括支援センターが中心となり、それぞれの地域資源（医療機関、介護事業所、サロン等）を整理の上、作成し、高齢者世帯に配布する。

3 工程（事業のスケジュール）

平成28年4月～ 全域版ケアパスの活用
日常生活圏域ごと掲載内容の検討と地域資源の整理

平成28年11月 原稿作成

平成29年2月 印刷業者契約

平成29年3月 印刷・製本

平成29年4月～ 各地域包括支援センター圏域内の高齢者世帯へ配布

4 予算案の主な内訳

印刷製本費 2,365千円
合 計 2,365千円

5 この事業によって期待できる効果

- (1) 認知症の人が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活を続けることができる。
- (2) 家族が、症状の進み方に合わせた対応を知ることによって、介護負担を軽減できる。（不適切な対応から生じる行動・心理症状を緩和できる。）
- (3) 地域の方が、認知症の正しい理解を持ち、予防や早期対応を行うことができる。
- (4) それぞれの地域が、認知症ケアパスの作成を通じて、地域資源の整理や新たに必要な支援について考える機会となる。
- (5) 関係機関のネットワークや連携強化が期待できる。

盛岡広域シルバーケア SOSネットワークシステム

盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムとは、認知症高齢者で徘徊が心配な方を事前に登録することで、行方不明になった場合などに、警察や行政、地域包括支援センターなどが連携し、行方不明者の早期発見につなげる仕組みです。

近所を散歩中、帰り道が分からなくなりました。

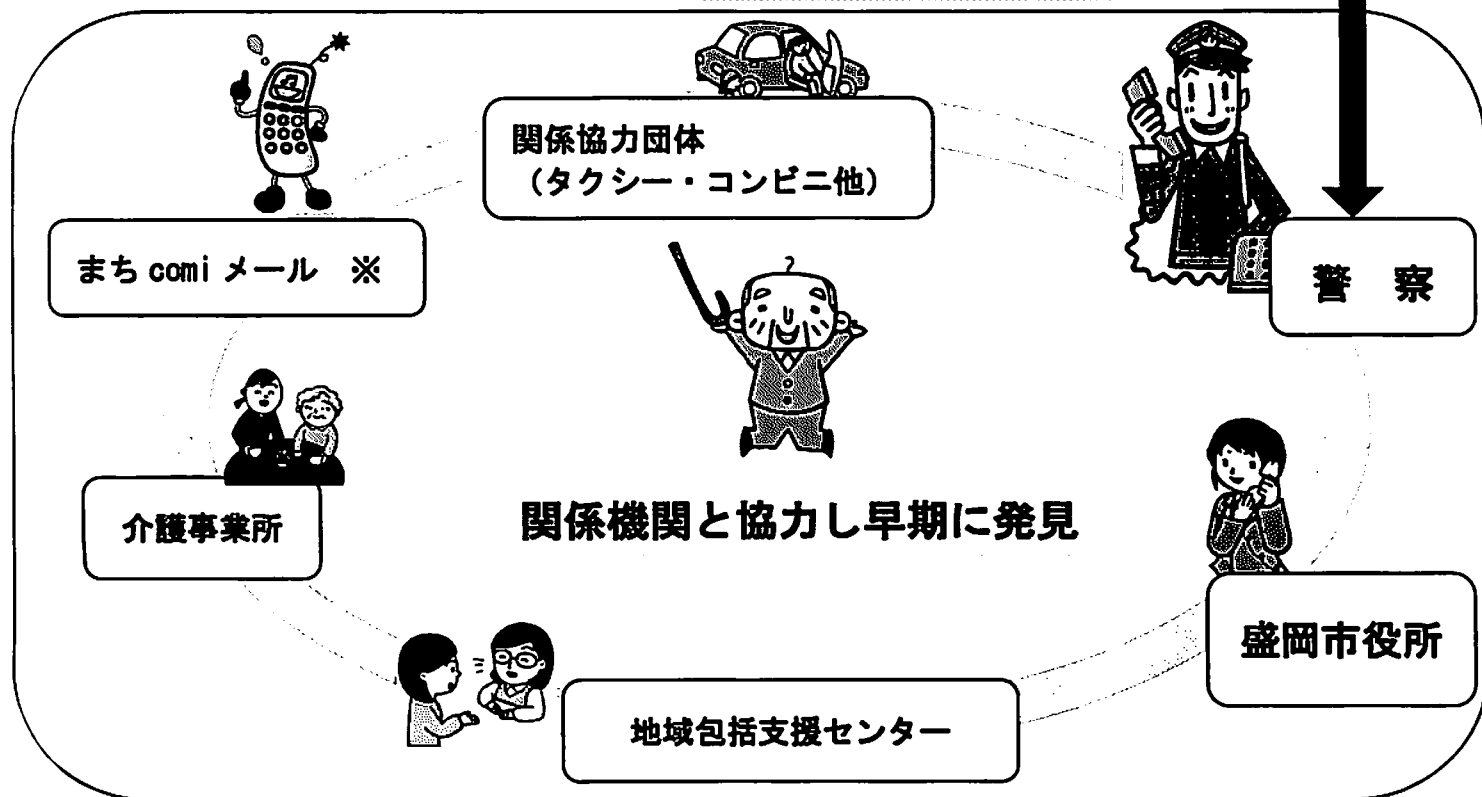


おじいさんが帰ってこない...



家族

●SOSネットワークシステムの流れ (事前登録が必要です)



～登録のご案内～

- 登録の申請場所 : 各警察署・盛岡市役所・地域包括支援センター・介護支援センター
- 登録に必要なもの : 登録を申請する方の印鑑・登録者の容姿が分かる直近の写真

登録者のうち希望する方に、履物用ステッカーを配布しております。(詳細は裏面)

※まち comi (コミ) メールに登録し見守り活動の協力をお願いします。

まち comi メールは、事前に登録した人に行方不明情報等を各警察(防犯協会)から一斉に配信する仕組みです。

より多くの方が登録することで、早期に発見する可能性が高まります。

登録は、右のQRコードを読み込んで、空メールを送信してください。



まち comi メール
QRコード

履物用ステッカーについて

履物用ステッカーには、登録番号が記載されています。認知症高齢者が普段履く靴等に履物用ステッカーを貼っていただくことで、徘徊し保護された場合でも、ステッカーの登録番号から身元がわかります。

また、ステッカーは反射材でできている為、交通事故防止にも役立ちます。

ステッカーは、盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムに登録し、希望される方に配布いたします。

【履物用ステッカーの使用方法】

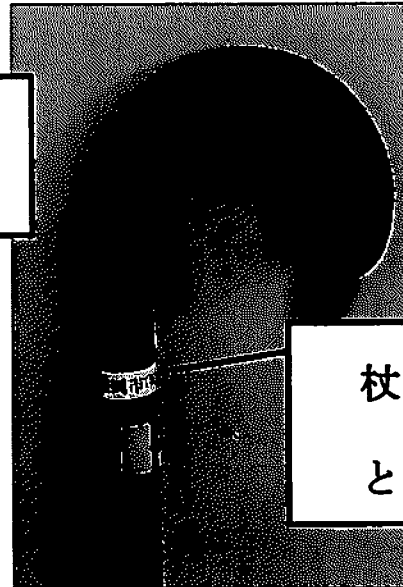
盛岡市 000

登録番号が記載されます。

本人がよく履く靴や杖等に貼って
ご活用いただきます。



靴のかかとに。



杖の目立つ
ところに。

●申込場所 : 盛岡市役所・地域包括支援センター・介護支援センター

お問い合わせ先

盛岡市役所長寿社会課
(市役所別館5階)

盛岡市内丸12-2
Tel 613-8144